

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和2年7月31日(金) 開会 午後2時15分 閉会 午後4時45分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長一 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 学 8番委員 中川 敏明 9番委員 増井 孝重 10番委員 安刈 和子 11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	農地利用最適化推進委員 4番委員 宮本 隆美
6 欠員	なし
7 議事	<p>議事日程</p> <p>1. 農業委員・推進委員自己紹介 2. 委員研修「農業委員と農地利用最適化推進委員の業務等」</p> <p>議案</p> <p>(1) 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議（農地法第5条許可）について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第6号議案 非農地証明願の審議について 第7号議案 非農地通知の審議について 第8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第9号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第10号議案 農用地利用集積計画の承認について 第11号議案 農地転用事案に係る告発について</p>

	<p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について4. 農地法第18条第6項の処理について5. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について7. 転用許可の取消（5条許可）について
--	---

令和 2年 7月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後2時15分)

事務局 それでは、農業委員会新体制での初めての定例総会を始めさせていただきます。議事の進行は、徳島市農業委員会総会議事規則第3条の規定によりまして、会長又は総会があらかじめ定める者が議長を務めますが、本日は会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より議事を進行いたします。農業委員19名全員の委員が出席しており会議が成立しておりますので、議事日程に基づき進めます。

まず、「農業委員・推進委員自己紹介」を行いたいと思います。担当地区ごとに農業委員・推進委員が混じった形で並んでおります。私と職務代理人3人の自己紹介の後、農業委員1番の井川委員、次に推進委員1番の瀬畑委員というふうに並び順でお願いいたします。1列目最後の野口委員の後は後ろの推進委員の佐野委員から左へ、という形でお願いします。農業委員と推進委員の区分、担当地区、お名前、また栽培品目等何か一言ございましたら、よろしくをお願いいたします。

～会長、会長職務代理人の後、順に席順で農業委員・推進委員自己紹介～

議長 どうもありがとうございました。それでは3年間、共に連携して業務を進めてまいりましょう。よろしく申し上げます。

次に議事録署名者の指名でございますが、総会議事規則第10条の規定により議長が指名します。議席番号2番岸本昇委員と、議席番号12番品山昌美委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

続いて「委員研修」に移ります。「農業委員・農地利用最適化推進委員の業務等」ということでございますが、新型コロナの対策もあり、今回簡略化して事務局からお話しただけということでございます。よろしく申し上げます。

事務局 それでは研修をさせていただこうと思いますが、その前に事務局の紹介をいたします。事務局には農政係と農地係がございます。業務の都合上農地系の係員の紹介につきましては、後程とさせていただきます。

～事務局職員自己紹介～

それでは研修に入りたいと思います。

～委員研修～

議長 ありがとうございました。ただ今の説明に、御質問等あれば受けたいと思いますが、何かございませんか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので研修を終了します。

この後農地関係議案の審議に移りますが、一旦休憩をとりたいと思います。10分程休憩いただきまして、15時10分過ぎから開始しますので、よろしく申し上げます。

～休憩～

議長 それでは総会を再開します。農地関係議案の審議の前に、事務局の農地系の紹介を

お願いしたいと思います。

～事務局職員（農地係）自己紹介～

議長 ありがとうございます。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。では、第1号議案、保留案件の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。
1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、再生可能エネルギー事業を営んでおり、地上権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。また、一体利用地も含め、転用計画が大規模であるため、地区審査を実施しました。この案件は、5月の総会開催の時点では、事業計画が不十分であったため、地元の農業委員からの指摘もあり、一旦保留となっていました。後日、事業計画において指摘された問題点も解消され、その旨を示す添付書類の提出がありました。問題点も解消したことから、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしたと思われまます。
第1号議案は以上1件で、田のみ1, 036㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地1, 036㎡です。以上、御審議をよろしく願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。
それでは、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 5月28日の午前10時から1番案件の地区審査を実施したので、報告します。参加者は、私と岸本委員、石田推進委員、転用者側2名、事務局2名の7名です。
申請対象の農地は、渋野小学校から東側の道路を挟んで隣接しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で地上権を設定して太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、現況に、砕石を5cm程度敷き、その上にソーラーパネルを施工し、周囲にはフェンスを設置するとのことです。排水については、雨水を地下浸透とし、大雨の際には、西側の既設側溝に放流する計画です。また、地元土地改良区から意見書及び排水同意も提出されているようです。地区審査時には、転用計画内に「周辺住民の理解を得る」と謳われていたため、その点について確認したところ、十分に協議がされていませんでした。以前から、反対運動も起こっている地域であることも考慮し、関係各所には十分に説明し、理解を得ることを求めました。つい先日、関係者への説明を終え、理解も得られた旨の書面が提出されたため、申請者が掲げている事業計画の条件を満たしたと判断しました。
結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、多家良地区の委員は、一致して問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第1号議案の保留案件は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後51aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後166aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後185aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地7筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後241aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地5筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後280aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後69aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後112aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後113aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、経営移譲年金受給のため、農地13筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず130aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後62aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後59aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

12番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

13番は、同一世帯の譲渡人から譲受人へ、贈与により農地1筆の持分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、123aに至り、譲受人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのことです。

14番は、同一世帯の譲渡人から譲受人へ、贈与により農地1筆の持分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、123aに至り、譲受人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのことです。

15番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後283aに至り、譲受人は対象地において、牧草の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上15件で、対象地は、田30,755㎡、畑6,055㎡、計36,810㎡です。です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書5ページを御覧下さい。まず、本申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、露天駐車場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、農業用資材置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、庭園及び倉庫に転用するものです。また、本件は、追認案件であり、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、平成27年に転用許可を受けて太陽光パネルを設置し、その下部の農地で耕作する、いわゆる営農型太陽光発電施設を管理していましたが、作物の収量の実績が乏しいため、耕作をやめ、全面積を通常の太陽光発電施設として永久転用に切替えるものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、登記上の地目は原野となっていますが、農地台帳に記載があったため、申請に至ったものです。本件は申請人自身が居住する住宅敷地に転用するものです。また、本件は、追認案件

であり、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が駐車場・資材置場となっている案件は、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みです。

第3号議案は以上5件で、田が1,578㎡、畑が544.96㎡、その他90㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地603.96㎡、駐車場・資材置場490㎡、その他施設用地1,119㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可すること決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。まず、4番案件についてですが、事業計画が不十分であるため、保留とさせていただきます。それでは、議案書6ページからを、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

2～3番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は自動車販売業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を営んでおり、所有権を移転し、露天貸車両置場に転用するものです。また、現地はすでに転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設コンサルタント業務を営んでおり、所有権を移転し、従業員用の露天駐車場に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人と譲渡人は親子関係になり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、一般廃棄物の収集運搬業を営んでおり、所有権を移転し、作業車両及び従業員用の露天駐車場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を主とする傍ら、自動車販売業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

10～11番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は使用貸借権を設定し、露天

駐車場に転用するものです。また、現地はすでに転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

12番の申請地は公共投資の対象となっている甲種農地に該当しますが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。譲受人は同じ町内で土木建築業をしており、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

13番の申請地は公共投資の対象となっている甲種農地に該当しますが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。譲受人は同じ町内で土木建築業をしており、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

14番の申請地は公共投資の対象となっている、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。譲受人は同じ町内で建築工事機械の賃貸業をしており、所有権を移転し、露天重機置場に転用するものです。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

16～17番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は塗装工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

18番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、15番と同じ業者で、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

19番の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当しますが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。譲受人と譲渡人は親子関係になり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

20番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、看板用地として転用するものです。また、現地はすでに譲渡人により転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

21番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を営んでおり、所有権を移転し、土木建築業者への露天貸資材置場に転用するものです。

22番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、同じ町内で建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

23～24番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は不動産業を営んでおり、所有権を移転し、土木業者への露天貸資材置場に転用するものです。

25番は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。譲受人と譲渡人は親子関係になり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場・駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2～3番と5番、そして12～17番、さらに22～24番までの計12の案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は、全25件で保留が1件、地目は、田が、20,095.05㎡、畑が447㎡で合計20,542.05㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地679.05㎡、駐車場・資材置場17,650㎡、その他施設用地2,213㎡で

す。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2～3番、5番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月16日、午後1時半より、2～3番案件及び5番案件で地区審査を実施したので、報告します。参加者は、野口委員、岸野推進委員、大平推進委員と私の委員4名、転用者側は2～3番では1名、5番では2名、事務局2名です。

まず、2、3番案件ですが、申請対象の農地は、方上小学校から南西へ約650mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、申請地の高さを進入路に近づけるため、約2m造成し、敷地全体の周辺から緩い勾配の土羽付けとする計画です。排水については、地元の水路管理者から排水同意書が提出され、地元土地改良区の受益地ではないため、上申書が提出されています。

次に5番案件ですが、申請対象の農地は、JA徳島市勝占支所から西へ約200mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、露天貸車両置場に転用しようとするものです。排水については、雨水を地下浸透とし、地元土地改良区から排水同意書及び意見書が提出されています。

結論として、今回の全ての申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、勝占地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして、12～14番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月21日の午前10時から12～13番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と転用者側1名、事務局3名の5名です。

申請対象の農地は、国府中学校から北東へ約1kmに位置しており、甲種農地に区分されるとのことです。転用目的は、資材置場であり、土地の造成については、隣接する市道より高くないように現状のまま整地します。排水については、雨水のみで、自然浸透および既設水路で処理する計画です。

続いて、14番案件について報告します。今月21日の10時30分から実施し、参加者は、私と転用者側4名、事務局3名の8名です。申請対象の農地は、国府小学校から南西へ約1.3kmに位置しており、1種農地に区分されるとのことです。転用目的は、重機置場であり、土地の造成については、整地後に砂利を敷き、進入路部分は、重機に耐えられる床板およびスロープを設置します。排水については、雨水のみで、自然浸透および既設水路で処理する計画です。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、国府地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして15～17番と22～24番案件の地区審査

に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月21日に6つの案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は私と事務局2名と転用者側になります。

まず、15番の農地は、南井上学校から南へ約1 kmに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、太陽光発電施設であり、土地の造成については、現状のまま整地し、全体に防草シートを敷きます。排水は、雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

16～17番の農地は、南井上学校から西へ約1 kmに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、資材置場であり、土地の造成については、道路高まで盛土したあとに、転圧し、新しく擁壁を設置します。排水は、雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

22番の農地は、南井上学校から南へ約1 kmに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、資材置場であり、土地の造成については、既設の擁壁を利用し、現状のまま整地します。排水は、雨水のみで、自然浸透および既設水路で処理する計画です。

23～24番の農地は、南井上学校から南へ約1 kmに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、資材置場であり、土地の造成については、道路高まで40 cmほど盛土し、隣接する里道の通行の妨げにならないように造成します。排水は、雨水のみで、自然浸透および既設水路で処理する計画です。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、南井上地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、4番を保留とし、14番を許可相当として県に諮問し、残る23件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については4番を保留とし、14番を許可相当として県に諮問し、残る23件を許可することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書10ページを御覧下さい。

1番は、令和元年10月1日付で許可を受けていたものです。当初の転用目的は「太陽光発電施設」でしたが、転用目的を「太陽光発電施設及び露天貸駐車場」に変更するため、事業計画を練り直し、申請されたものです。立地基準については、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。一般基準についてですが、全体面積の内1,012.67㎡を利用して、ソーラーパネル199枚、出力49.50kW規模の太陽光発電施設とし、残りの360.33㎡を利用して露天貸駐車場とする計

画です。この度の計画に必要な資金については、全額を自己資金とする証明書の提出が有ります。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地の太陽光発電施設の計画については、既に実施されており、露天貸駐車場については、今後着手予定です。

第5号議案は、以上1件で、田のみ1, 373㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地1, 373㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の農地転用の事業計画変更申請の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。第6号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書11ページ御覧下さい。

1番の申請地は、徳島市川内南小学校から南へ約80mに位置しており、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和51年新築の居宅及び昭和57年新築の納屋があり、現在も住宅敷地として利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第6号議案は以上1件で、対象地は畑294㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の非農地証明願の審議については、本案件を証明することに異議はございませんか。

議長 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第7号議案、非農地通知の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書12ページを御覧下さい。

1番の対象地は、徳島市飯谷公民館から東に約2kmに位置する第2種農地で、今

月15日に、地元の委員3名と事務局2名で状況を確認しております。現況は、人が進入することもできないほど雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第7号議案は、以上1件で対象地は田が1,227㎡、畑が185㎡で合計1,412㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第8議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。議案書13ページを御覧下さい。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●年●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第8号議案は1件で、対象地は田のみ、●●●㎡となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第8号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第8号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第9号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第9号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明

します。議案書14ページからを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地の一部は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第9号議案は、以上4件で、税務署に報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、その他●●●㎡で、計●●●㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第9号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第10号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員、板東美佐緒委員、政岡 茂委員、に御退席をお願いいたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第10号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書17ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

まず今月の13～14番案件ですが、設定しようとする所在地が市街化区域だったため、取り下げ削除となりました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が勝占地区・1筆・1件、2～3番が上八万地区・5筆・2件、4番が入田地区・3筆・1件、5番が不動地区・4筆・1件、6～8番が応神地区・6筆・3件、9～12番が川内地区・6筆・4件、15～16番が国府地区・3筆・2件、17～18番が南井上地区・7筆・2件、19～21番が北井上地区・10筆・3件となっております。

利用権設定については以上で、13～14案件が削除となったため、新規設定が7件、再設定が12件で合計19件となり、そのうち、賃貸借権が7件、使用貸借権が12件になります。

地目は、田が17筆20,884㎡となり、畑28筆30,708㎡の合計45筆51,592㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書20ページを御覧ください。

本案件は、譲渡人から譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後434aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

2番の譲受人の耕作面積は、取得後205aに至るものであり、取得後には対象地において牧草の栽培を行うとのことです。

所有権移転については、以上2件で畑10筆、11,740.37㎡となります。

第10号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、13～14番を除く全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、13～14番を除く全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書21ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出です。1件受理しました。

22ページを御覧下さい。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出です。3件受理しました。

23ページを御覧下さい。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出です。7件受理しました。

25ページを御覧下さい。4番は、農地法第18条第6項の処理です。2件受理しました。

26ページを御覧下さい。5番は、農地の転用制限の例外（法第4条）による届出です。1件受理しました。

27ページを御覧下さい。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

28ページを御覧下さい。7番は、転用許可の取消（5条許可）についてです。1件取消しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

続きまして、農地関係の第11号議案「農地転用事案にかかる告発についての審議を開始します。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 説明

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、対象地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

笹田推進委員 私か推進委員になる前、傍から農業委員会を見ていた時に感じたことですが、地元の川内地区でも市街化調整区域の農地を宅地にするために資材置場とか、回り道をして何年か後には、青地の農地が宅地になっているケースがいっぱいあります。また、先に農地に倉庫や家を建て、何年も建っているからということで、後で宅地に変えるというもおかしい話です。相続税の納税猶予の件でも、相続をした時に農業を続けるといいながら、実際は耕作しておらず、猶予の対象になるのか疑問に思うことがあります。このことからみても農業委員会は、なめられているんじゃないかなと思いました。ですから、農業委員会としては、こういう問題に対し、毅然とした態度をとるべきであると感じました。以上です。

議長 ありがとうございます。農業委員会としても過去に、一日で農地が埋め立てられた事案が発生し、何度も審議したこともございました。農業委員会としてなめられまでするので、先日の役員会でも告発はやむを得ないとの意見をいただいているところですが、事務局として先程の御意見について説明等がありましたらお願いします。

事務局長 先程の御意見ですが、確かにそういう方法で貴重な農地が転用されていっている事実がありますが、今回の件とは区別しなければいけない部分がございます。

農地法に基づく手続きに従って転用されたものについては、ケースバイケースですが、農地法の手から離れてしまったものについては、今の規定では仕方がないところもあるということをお理解いただけたらと思います。

議長 このままにしておきますと、農業委員会としてこの先いろいろな問題が出てまいります。7月20日の役員会でも本事案を見逃すわけにはいかないということで意見が一致しており、顧問弁護士にも相談をかけておりますので、告発する形で動いてよろしければ全員一致で動くことでみなさんに諮りたいと思いますが、どうでしょうか。

井川委員 役員会での意見を尊重します。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、みなさんからの意見がありましたので、本案件については告発することで御理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時45分)